

き地派遣制度等のより強力な推進が必要である。

(2) 都市と平地との人事交流を推進すること

高度へき地に勤務する教職員の転出についての優先人事、及びへき地勤務未経験者についての計画的なへき地転入等を進めてきたが、今後更に計画的広域交流を強力に推し進める必要がある。

(3) 施設・設備の充実と学習指導法の改善を図ること。

教育機器の導入、施設・設備、教材器具等の充実により、

学習指導法を改善し、学習の能率化や個別化を促進し、教育水準の向上を図る必要がある。

(4) 福島県へき地教育振興会との協力を一層強化すること

本県のへき地教育振興会は、昭和25年県民の友愛精神から発足し、以来20余年間の長きにわたり、へき地教育振興のために多大の貢献をしてきた団体であり、今後は、更に密接な連絡提携のもとに協力体制を強化し、へき地教育の振興を図る必要がある。